第四十三条第一項の表免許証更新手数料の項及び経由手数料の項を次のように改める。

者（以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、零円）	報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては七百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）	免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	法第百一条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合	千六百円	千百五十円				
				更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）	七百円	六百円				
				経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	千八百五十円	千円				
			免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	経由申請をする場合であつて、法第百一条の二第一項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき	二百円	八百円				
				経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき	七百五十円	千二百円				
				経由申請をしない場合	千円	千百円				
			免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき	千六百円	九百円				
				経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき	千六百円	千二百五十円				
				経由申請をしない場合	千八百五十円	千百円				

第四十三条第一項の表運転技能検査手数料の項中「千五十円」を「千百五十円」に改め、同表審査手数料の項第三欄中「七百円」を「六百五十円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「二千九百五十円」を「三千五百五十円」に、「二万四百五十円」を「二万二百円」に、「一万八千四百円」を「一万八千七百円」に、「千二百円」を「千六百円」に、「一万三千五百円」を「一万二千八百五十円」に、「三千百五十円」を「三千三百五十円」に、「一万八千八百五十円」を「一万千八百円」に、「一万八千八百円」を「一万千八百五十円」に、「千二百円」を「千六百円」に、「八千四百五十円」を「八千三百五十円」に、「三千五十円」を「三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に、「千四百五十円」を「千三百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

経由手数料	経由地書換申出をする場合	九百五十円	七百五十円							
	経由地書換申出をしない場合	四百円	三百五十円							
講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について五百五十円	講習一時間について三百円							
	法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について千百円	講習一時間について千三百円							
	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について七百円	講習一時間について千二百五十円							
	法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間について二千六百五十円	講習一時間について二千円						
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間について二千百円	講習一時間について千七百円						
		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について千七百円	講習一時間について千三百五十円						
	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千九百五十円	講習一時間について千三百五十円						
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について二千八百五十円	講習一時間について千三百五十円						